

2019 年度事業報告

目 次

1. 調査研究事業	……2
2. 建築物衛生法関連事業	……2～3
3. 普及啓発事業	……4～8
4. キャンペーン事業	……9～10
5. 教育・資格事業	……11～16
6. 伝達媒体運営事業	……16
7. 人材育成事業	……17
8. 会員支援事業	……17～23

1. 調査研究事業／担当業務執行理事：中野副会長（経営・政策委員会）

1-1. 契約方式に関する研究

1) 契約方式に関する研究

受発注者の双方が共通認識と合意のうえで、適切な契約方式を選択・締結することを支援する指針（ガイドライン）の作成について、検討を行った結果、発注者側の意向が完全に確認できない段階で、受注者側のみで作成することはリスクが大きい（発注者ニーズとの乖離を懸念）と判断され、当面は研究を見合わせることにした。

2. 建築物衛生法関連事業

2-1. 従事者研修の実施／担当業務執行理事：中野副会長（技術支援委員会）

1) 従事者研修等の実施

登録事業所における清掃作業等の品質・技術レベルを向上させるため、従事者研修等の円滑な実施に向けて地区協会との連携を図り、下記の事業を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、企業講師研修は、未開催の理由で認定証の更新ができなかった者への認定期限の延長証明を行うとともに、従事者研修は、厚生労働省生活衛生課の事務連絡に従い、登録機関に対し集合教育を行う場合の注意事項並びに緊急措置として自宅学習が実施可能であることを周知した。

また、（公財）日本建築衛生管理教育センター及び指定団体等とで設置する協議会の事務運営のあり方について検討を行い、積極的な協議会運営に向けて当協会が主導すべく次年度に関係団体と調整を図ることとした。

- ・清掃作業従事者研修指導者講習会（企業講師研修）を 37 都道府県で実施した。
- ・ダクト清掃作業従事者研修を 7 都道府県で実施した。なお、昨年度決定した方針に基づき、2020 年 6 月 1 日付で当協会の登録機関の廃止を届け出た。
- ・貯水槽清掃作業従事者研修について、2020 年 6 月 1 日付で当協会の登録機関の廃止を届け出た。
- ・企業内研修の証明を 1,428 枚、証明した。

2) 講師の育成

- ・協会講師・登録講師講習会（清掃）を初の試みである電子媒体（eラーニング）を活用した方式で実施し、講師のスキルアップを図った。
- ・害虫防除業中央協議会に協力し、10 月 4 日に防除作業従事者研修会指導者講習会を開催し、講師のスキルアップを図った。

3) 地区協会の開催支援

登録機関である各地区協会に協力し、登録機関の事務手続き等を支援した。

4) 事業成長の方策

企業講師研修の充実化を図るため、教材のあり方等を検討する WG を設置し、抜本的な改訂に向けて検討に着手し、次年度に完成させる。

2-2. 環境衛生管理技術者及び監督者講習の支援

／担当業務執行理事：中野副会長（技術支援委員会）

1) 会員の受講機会・受講動機の拡大・促進

（公財）日本建築衛生管理教育センターと「公益財団法人日本建築衛生管理教育センターの地区事務局設置及び事務委託に関する契約」の契約改定に向けて協議を行ったが、合意に至らなかったため、2020年3月末をもって契約終了となり、同センターの地区事務局（支部）業務を受託しないこととなった。

しかしながら、同センターとは引き続き連携を図り、各地区での開催の充実を要望していくとともに、会員に講習情報を提供していくこととした。

また、指定団体、業界団体としての責務の完遂、実践的な講習・教育内容の提供、会員企業の受講機会の拡大を実現するため、2020年内に当協会が清掃作業監督者の登録機関の申請を行うこととし、検討・準備を開始した。

2-3. 建築物衛生法の改正／担当業務執行理事：中野副会長（経営・政策委員会）

1) 拡大対象の中規模建築物管理実態の把握

特定建築物の適用範囲拡大に関する厚生労働科学研究及び「中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究に協力し、「中規模建築物の衛生状態の実態把握に関する追加調査」に協力した。追加調査に協力したことにより、回答数が上昇し、実態に即した状況の把握ができた。

研究の主体は国立保健医療科学院であることから、本年、厚生労働省に提出する研究成果を踏まえて、次年度は特定建築物の適用範囲拡大の必要性等の具体的根拠をまとめ、働きかけの方針を整理することとした。

3. 普及啓発事業

3-1. エコチューニングの推進／担当業務執行理事：堀口常務理事

1) エコチューニング制度の推進

①技術者資格認定の実施

第一種エコチューニング技術者資格講習会、試験を2地区で開催し、107名を認定した。

第二種エコチューニング技術者資格講習会の受講者拡大を図るため、8地区で受講者を募集したが、四国地区では申込者が2名にとどまり、その2名の受講地変更を調整した後、四国地区の開催を中止し、7地区での開催となった。その結果、134名を認定した。

②事業者認定の実施

本年度第1回認定で新規の3事業者を、第2回認定で新規10事業者及び更新59事業者を認定し、現在の認定事業者数は119事業者となった。

2) 制度・技術の向上・改善

①認定事業者・技術者のレベルアップ

「ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXP02019」の初日（11月13日）に、第6回エコチューニング経営塾を実施し、延べ335名の参加を得た。

第1部では、環境配慮契約法の概要及びエコチューニングを取り巻く環境動向に関する情報提供を行った。第2部では、エコチューニング契約締結に向けた推進事例を紹介するとともに、地方自治体におけるエコチューニング導入にあたっての課題やその解決方法等をパネルディスカッションによる意見交換を通じて情報提供を行った。第3部では、エコチューニング業務発注仕様書を活用した地方自治体に対する提案ポイントについて情報提供し、認定事業者・技術者のレベルアップの一助とした。参加者には、事業者認定の取得を促進するため、エコチューニングを取り巻く環境動向についての情報を定期的に発信している。

また、前年度に引き続き、エコチューニング業務の契約締結を促進するための事業として「エコチューニングチャレンジ40」を展開し、6事業者9案件の参加を得た。うち2案件で契約が実現し、契約に至らなかった他の案件も継続的な取り組みがなされており、課題や対策を把握するために、参加事業者へのヒアリングを予定している。

なお、下記のセミナーについては2020年5月に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2019年度内の開催を中止した。

- ・エコチューニング技術者スキルアップ研修
- ・第7回エコチューニング経営塾

3) 制度の普及・啓発

①会員への認定取得促進

月刊「ビルメン」にて「エコチューニング経営技術論」と題した連載を通じ、エコチューニングを取り巻く環境動向や導入推進事例を紹介するとともに、ウェブサイトやメール配信を通じて最新情報の提供や、認定制度に関する案内を行った。未認定事業者に対する認定取得を促進した結果、2019年9月に会員2社が、2020年3月には会員9社が事業者認定を取得した。

②発注者への制度導入推進

全国860自治体（都道府県・市・区）に、環境配慮契約法に新設された「建築物維持管理契約」の内容と「エコチューニングの活用」を周知するため、アンケート調査を実施した。

その結果、390自治体から回答（回答率45.3%）があり、175自治体がエコチューニングの導入に関心を持っていること、164自治体が情報の提供を希望していることを把握した。これをエコチューニング導入対象自治体と位置付け、継続的に情報を提供している。

また東京都千代田区役所、東京都多摩市役所、愛知県豊田市役所を訪問し、エコチューニングの説明を行うとともに、地元の認定事業者の協力を得て、3自治体への次年度エコチューニング導入を目指して支援を行い、千代田区と多摩市においてはエコチューニング実施が決定した。

さらに、東京都内の私立大学及び複合施設オーナーから依頼を受け、エコチューニング導入を実現するための説明を行った。その結果、大学では応募のあったエコチューニング事業者が選定され、契約が締結された。また、東京都内の大型複合施設では「RE100」の実現を目指して、エコチューニングの導入が決定された。

③対外広報・宣伝の実施

自治体におけるエコチューニング導入を拡大するために、保全業務マネジメントセミナーや環境省環境計画課が主催する地方自治体実行計画説明会においてエコチューニングの紹介を行った。保全業務マネジメントセミナーでは、参加した242自治体のうち159自治体（65.7%）が「エコチューニングを詳しく知りたい」との意向を持つことを把握した。

また、エコチューニングの市場拡大に向けた啓発活動として、他団体等が実施するセミナー等における講演や原稿執筆を通じて対外広報・宣伝を実施した。

- ・千葉県協会主催「エコチューニング講習会」における講演
- ・（一財）日本ビルディング経営センター「ビル経営管理講座」テキストへの原稿掲載
- ・（一社）東京ビルディング協会機関紙「BUILDING TOKYO」への広告掲載
- ・（公社）日本ファシリティマネジメント協会主催「JFMA ウィークリーセミナー」におけるシンポジウムへの参加
- ・全国全農会館連絡協議会・全国会議における講演

4) 法的位置付けの強化

2019年2月8日に閣議決定された「環境配慮契約法の建築物維持管理に係る契約に関する基本的事項」と、同法に基づく建築物維持管理を実現するためにエコチューニングが有効であることの周知を、前述の自治体向けアンケート及び保全業務マネジメントセミナー等にて実施した。アンケートの結果、「環境配慮契約法に基づく建築物維持管理を進めていく」と回答した自治体は11、「検討している」自治体は106であることを把握した。

これを受け、自治体において環境配慮契約法に基づく建築物維持管理を促進するために、「環境配慮契約法建築物維持管理に係るエコチューニング業務発注仕様書」を開発し、2020年5月に完成した。2020年度は自治体やエコチューニング事業者等に提供し、自治体におけるエコチューニング契約件数の拡大及び認定事業者による受託件数増加を図る。

3-2. 発注者相談窓口の企画設計・開発準備

／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

発注者からの信頼の獲得を目的として、電話及びメール等にて相談を受け付ける「ビル運営管理相談窓口」を7月1日に開設、運営を開始した。開設に際しては、会員から顧客に本窓口の活用を周知していただくための材料を提供し、約10会員に活用された。

相談窓口には、5月までに「全国180施設の清掃を外注した場合の実効性」「遠隔地の事業者紹介依頼」「清掃事業者の品質の不満足を改善するためのアドバイス」「まもなく完成する新庁舎の管理委託方法」「建築物の適切な長期維持方法」などの相談が寄せられた。積極的なアフターフォローを含め適切に対応を行ったことで、相談者（発注者）とのパイプを複数獲得するとともに、発注者より一定の信頼が寄せられていることを確認した。

また寄せられた相談内容は、ビルメン事業者にとっての顧客ニーズであるとの観点から、相談者の許諾を得られたものは会員に公開するとともに、事業8-4「営業支援サービスの開発」における顧客ニーズ情報として活用した。

3-3. 適正な発注事務の普及／担当業務執行理事：中野副会長（経営・政策委員会）

1) 官公庁発注者への適正な発注事務の普及

保全業務マネジメントセミナーを、全国4会場（10月15日神奈川：75名、10月18日大阪：103名、10月23日東京：146名、10月31日北海道：73名）で実施した。

今年度は、6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の内容を加味して実施するとともに、本セミナーの対象者に合致した全国協会事業の紹介を拡充し、カリキュラム「環境配慮契約法基本方針「建築物の維持管理」の基本的事項を実現するエコチューニング」を新設するとともに、ビル運営管理相談窓口について説明した。

その結果、本セミナーを通じて相談窓口へ問い合わせが1件あった。さらに当日に行った受講者アンケートにより、回答者の83.5%が「参考になった」と回答しており、前年度（83.3%）と同様に高い割合を示していることから、適正な発注事務の普及に一定の成果を得たことを把握した。

以上の結果を踏まえて、2020年度は参加者の満足度80%以上を維持すること、ビル運営管理相談窓口への問い合わせを増やすことを目標に、カリキュラムの見直しを行い、より参加しやすい環境を整えるとともに、主催者として厚生労働省を迎えて、確実に対象者に参加を促すことができるような体制を構築し、継続して開催することとした。

2) 建築保全業務共通仕様書・積算要領の周知・次回改定への取り組み

(一財)建築保全センターとの協力体制のもと、国土交通省監修『建築保全業務共通仕様書・積算要領(平成30年版)』の周知活動を行った。さらに9月より同保全センターに設置された建築保全業務共通仕様書等解説に関する研究会に委員を派遣した。同研究会では、主に販売管理費を業務ごとに区分けしていること、作業前の準備、作業後の片づけが歩掛りに反映されていないことなどの意見を開陳し、次回の改定(2023年)に向けて業界の意向が反映されるように取り組んだ。

なお、同研究会は2020年度以降も継続して開催する予定であることから、引き続きビルメンテナンス業界の実態に即した改定が行われるよう、継続して取り組むこととした。

3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に対する対応【事業計画外】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正が2019年6月14日付官報公告されたことに鑑み、主にビルメンテナンスに関連して新たに追加された内容について、月刊「ビルメン」や保全業務マネジメントセミナーなどを活用し、周知を行い、受発注者の双方に、ビルメン業務品質の担保が重要であるとの共通認識が醸成できるよう努めた。

2020年1月には国土交通省発出の発注関係事務の運用に関する指針が改正され、工事の目的物の適切な維持管理における、ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(厚生労働省)を活用することが明記された。

3-4. 医療関連サービスマーク制度への協力

／担当業務執行理事：中野副会長(技術支援委員会)

1) サービスマークの受付事務

(一財)医療関連サービス振興会が所管する、サービスマーク(院内清掃業務)の書類受付業務、指導業務を受託して、第76回(10月認定)は161件、第77回(2月認定)は、177件、第78回(6月認定)は138件、第79回(10月認定)では、309件の受付、書類指導を実施した。

2) サービスマークの実地調査

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第79回(10月認定)の実地調査について(一財)医療関連サービス振興会と協議し、特別措置として病院に訪問しての現地調査を行わず、事業所の実地調査において行うこととした。

3) 医療施設発注者へのサービスマークの普及

医療関連感染の制御に関わる多くの医療関係者で構成されている（一社）日本環境感染学会主催の第35回日本環境感染学会総会・学術集会（2020年2月14日）にてセミナーを実施し、医療関係者に向けて本制度の普及啓発・採用促進を行った。

また、同集会において本制度の認知度を把握することを目的として、参加者に本制度及び受託責任者に関するアンケートを行った。参加者がナース等の清掃委託契約に直接関わらない立場層が多いこともあり、認知度は4～5割といった結果であり、引き続き次年度も検証及び普及啓発を行う。

3-5. ビルメンテナンスの国際的組織への参画／担当業務執行理事：堀口常務理事

2019年5月に台湾で開催された第7回アジアビルメンテナンス大会の報告書をまとめ、参加者に送付するとともに、同大会が「会員にとって相互の交流機会」であることの認識を得るために、各都道府県協会を通じて参加者以外の会員にも共有した。

また、2018年末に世界ビルサービス連盟を脱退したことに伴い、改めて会員サービスの一環としての日本人会員同士の交流機会の創出を検討することとした。その結果、アジア地域以外における会員の交流機会として、新世界大会を企画した。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、参加者の安全を第一に考えて国際イベント等の参加・実施の可否を判断する。

3-6. 建築物の安全確保に関する普及啓発

／担当業務執行理事：佐々木洋信副会長（広報委員会）

既刊書籍『設備総合管理業務委託契約書』及び『セキュリティ ワンポイント レッスン』の販売を通じて、建築物の安全確保に関する普及啓発を行った。

3-7. ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドラインの策定

【事業計画外】／担当業務執行理事：中野副会長（技術支援委員会）

業界をあげて、ビルメンテナンス業務における感染拡大の予防（施設内における交差感染を防ぐ・従業員が感染を広げない・従業員が感染しない）を徹底するために、政府の方針に基づき「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン」を策定した。

3-8. 軽症者等の宿泊施設等清掃等マニュアルの策定【事業計画外】

／担当業務執行理事：中野副会長（技術支援委員会）

新型コロナウイルス感染症軽症患者等が宿泊する宿泊施設等の清掃について、感染症対策として清掃・消毒に関する基本事項や留意点を盛り込んだ清掃等マニュアルを策定した。

4. キャンペーン事業／担当業務執行理事：佐々木洋信副会長（広報委員会）

4-1. ビルメンヒューマンフェアの実施

（一社）日本能率協会と共同主催で、ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02019 を、2019年11月13日～15日に東京ビッグサイトで開催した。同じ会場で行われた「香りデザイン東京」との来場登録者数は、合計12,672人であった。

それぞれの企画においては、全国協会事業のプロモーション（提案、営業）を行うことを目的として計画し、以下のとおり実施した。

1) 講演会プログラム

【11月13日（水）】

- ①基調講演「環境配慮契約法とエコチューニング」（聴講者116名）
- ②エコチューニング契約締結に向けた推進事例（聴講者84名）
- ③地方自治体におけるエコチューニングへの取り組み（聴講者78名）
- ④IoT技術を駆使した空調メンテナンスサービス（聴講者98名）
- ⑤ビルメンテナンスにおける設備管理者の理想像を求めて（聴講者105名）

【11月14日（木）】

- ①建築物清掃管理評価資格者活用における成功事例（聴講者101名）
- ②インスペクション支援ツールのご紹介（聴講者88名）
- ③「ビルメンテナンス賠償責任保険」のご案内（聴講者14名）
- ④高齢労働者の安全と健康の確保（聴講者112名）
- ⑤外国人技能実習生、特定技能活用セミナー（聴講者189名）

【11月15日（金）】

- ①実態調査報告から読み解く人材不足の真相と展望（聴講者224名）
- ②様々な施設における清掃ロボット導入事例紹介（聴講者254名）

2) イベント企画

「第16回全国ビルクリーニング技能競技会」を、各地区本部における「地区大会」にて2名選出した上で、11月14日に展示会場内で実施した。9地区計18名による代表選手により競技が実施され、厚生労働大臣賞、東京都知事賞、厚生労働省人材開発統括官賞、中央職業能力開発協会会長賞などを決定し、授与した。

3) 資機材展示会

来場者の来場動機を充足し、かつ主催者が目的とするプロモーションが来場者の動機と合致できるように、日本能率協会と協働で誘致した結果、156社（307小間）が出展した。

また、全国協会の「主催者ブース」を設け、エコチューニング事業のPRとともに、月刊「ビルメン」の読者リサーチ、電子版デモンストレーションを実施した。その結果、会員の情報伝達媒体の活用状況が把握でき、今後の協会メディアの整備における優先順位の判断材料が得られた。さらに、本ブースに訪問された民間複合施設の管理者がエコチューニングに興味を持ち、現在も協会の支援のもと導入に向けた準備を進めることができた。

4-2. ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施

全国規模での「ビルメンテナンス業」と「ビルメンテナンス協会」の認知とイメージ向上を目的とし、「第13回ビルメンテナンスこども絵画コンクール」を実施した。8月1日～9月17日を募集期間とし、全国の小学生・園児から7,553点の作品が寄せられた。10月27日に最終審査会を実施し、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、環境大臣賞の3大臣賞をはじめ各賞を決定した。

実施にあたっては、本事業の成果見込みとして、①こどもと保護者への楽しみの提供、②地区協会と地元地域との関係性強化、③地区協会と全国協会との連携の強化、④会員従事者のモチベーション向上、の4つを設定した。このうち④を測るための策として、会員企業から応募のあった作品のみを対象に、会員従事者を含む一般からのインターネット投票で受賞者を決定する「会員企業賞」を新設した。その結果、会員からの応募作品数は233点、全投票数は372票であった。

さらに、ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2019にて、上位入賞作品を展示するとともに、来場者への投票企画を実施し、本コンクールの周知を行った。その結果1,999票の投票があり、来場者の約20%の認知を得た。

その他の指標も含めて計測を行った結果、③地区協会と全国協会との連携の強化がもっとも成果が顕著であり、逆にその他はほとんど成果が見られなかったことから、次回(第14回)コンクールは③を目的に据え、これを達成する施策をもって実施することとした。

また今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小学校の夏休み期間が短縮されるなど作品応募数が減少することも憂慮されるが、このような状況だからこそ、こどもたちに元気を持ってもらいたいこと、また感染症の抑制にビルメンテナンス業界が貢献していることを知ってもらいたいことから、次年度もコンクールを実施することを決定した。

5. 教育・資格事業／担当業務執行理事：中野副会長（技術支援委員会）

5-1. ビルクリーニング技能検定の実施

1) ビルクリーニング技能検定の実施運営

2 級は、学科試験を 7 月 7 日に実施し、実技試験を 6～7 月にかけて全国 8 会場にて実施した。また、1 級・3 級は、学科試験を 11 月 24 日に全国 10 会場で実施し、水準調整会議並びに実技試験を 10 月から 2 月にかけて実施した。

過去 3 年度の結果は下記のとおり（カッコ内は 2018 年度－2017 年度結果）、平成 28 年度の複数等級化以来、各等級とも増加の傾向にあることが把握された。特に 3 級においては、若年者の受検手数料の減免措置制度の活用広報を行った。

●1 級（受検者数／前年度比）

受検者数：2019－1,936 名／200 名増（2018－1,736 名／528 名増、2017－1,208 名）

合格者数：2019－738 名／61 名増（2018－677 名／263 名増、2017－414 名）

合格率：2019－38.1%（2018－39.0%、2017－34.3%）

●2 級（受検者数／前年度比）

受検者数：2019－643 名／98 名増（2018－545 名／182 名増、2017－363 名）

合格者数：2019－311 名／27 名増（2018－284 名／91 名増、2017－193 名）

合格率：2019－48.4%（2018－52.1%、2017－53.2%）

●3 級（受検者数／前年度比）

受検者数：2019－1,044 名／203 名増（2018－841 名／142 名増、2017－699 名）

合格者数：2019－665 名／118 名増（2018－547 名／67 名増、2017－480 名）

合格率：2019－63.7%（2018－65.0%、2017－68.7%）

技能実習生向けの随時 3 級・基礎級は、随時 3 級 288 名・基礎級 1,681 名の新規受検申請があり、各地区本部にて検定を行った。また、実習機関の負担軽減を目的として、試験会場の増設に向けて準備を行い、2020 年度より富山県・三重県・福井県を追加する。

なお、3～5 月にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検定試験を延期するとともに、厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、感染拡大防止策を施した検定試験に向けて準備を行い、2020 年 6 月より再開することとした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により試験が延期になり、技能実習修了までに試験を受検することができなかった場合の特例措置（「特定活動（4 カ月）」切り替え）について広く周知を図るとともに特定活動の在留資格中受検できるよう受検資格の改定を行った。

受検者数の増加に伴う技能検定委員の不足が生じたため、任期途中ではあるが地区本部からの推薦により技能検定委員の追加選任を行い、対応を図った。

2) ビルクリーニング技能検定の普及啓発

月刊「ビルメン」にて「ビルクリーニング技能検定の活用術」企画を立て、会員企業へ取材を行ったうえで掲載した。技能検定の本来の目的である「従事者の技能証明」や「キャリアアップへの道標」だけでなく、社内のモチベーション向上やコミュニケーション強化などの活用事例を紹介し、検定制度が企業体力強化に繋がる可能性を発信した。

3) 収益構造の改善

2020年度より運営効率化を目的として、後期に1級、2級、3級をまとめて実施するため、受検案内や当協会ウェブサイト、月刊「ビルメン」を通じて広報を行った。併せて、業務の外注化の見直しや内製化、検定委員等ユニフォームの提供方法などの費用削減に努めた。

また、実技試験の画像判定の検証を行い、厚生労働省と協議を開始した。

さらに、検定委員の負担軽減・事務効率化を目的として、iPadなど端末を活用した実技試験判定について開発準備を行った。2020年度より運用開始する。

4) 事業成長の方策

顧客・社会ニーズ目線で「各等級のあるべき技術者像」の点検を行った結果、現行制度では各等級の職務や位置づけが不明確であること、また顧客・社会ニーズとの乖離がある可能性が把握され、見直しに着手した。次年度に技術者像の結論を出し、厚生労働省と協議しながら試験課題の見直しを行う。新試験の施行時期は早くも2～3年後を想定している。

5-2. ビル設備管理技能検定の実施

1) ビル設備管理技能検定の実施運営

1級、2級の学科試験、実技試験を9月に東京地区、近畿地区の2会場で実施した。1級の受検申請者数は36名(前年度より4名増)、合格者数は22名(前年度より13名増)で、2級の受検申請者数は52名(前年度より15名減)、合格者数は18名(前年度より3名減)であった。前年度と比較すると申請者数は11名減少したが、合格者数は10名増加した。

2) ビル設備管理技能検定の普及啓発

下記「3) 事業成長の方策」の結論を待って展開することとした。

3) 事業成長の方策

受検者数の低迷を受けて、2018年度に実施した普及啓発活動の効果判定、平成28年度に検討した「設備管理の再定義と技術者教育の見直し」の結果を含め、廃止・改定を含めた今後の在り方について検討を行った。

その結果、設備機器の進歩や発注者のニーズの変化に伴い、本資格の果たしてきた役割・存在意義が薄れてきていると仮説をたて、本資格を廃止して別の資格制度を立ち上げるか、あるいは本資格を改定することに方針を固めた。次年度以降、厚生労働省と協議を本格化するが、現行資格者や一部合格者への配慮など課題が山積しているため、廃止あるいは改定の施行時期は早くも2～3年後を想定している。

5-3. ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施

1) ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施運営

厚生労働省の補助金を得てWGを設置し、試験問題の作成、試行試験等を経て試験実施要領を策定するとともに、作業試験の資器材を整備した。各地区本部より試験官の推薦を得て、10月23日に水準調整会議を開催した。

国内試験は、第1回試験を11月～12月にかけて全国6会場（北海道・東京・愛知・大阪・徳島・福岡）で実施し、295名の受験に対して合格者は204名（合格率69.2%）となった。また、第2回試験（390名予定）を4月～5月にかけて実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催延期とした（振替試験を2020年8月～9月に行う予定）。

国外試験については、事業計画決定時はベトナムで実施する予定であったが、二国間協定の締結が遅れるとともにベトナムでの出国等に関するガイドライン発効の見通しがたたないため、会員企業へのアンケート結果を参考にし、今年度はミャンマー及びフィリピンで実施することとした。

ミャンマー試験は、10月30日にWEB申請で募集をしたところ、数分で定員200名に達し、今回は先着順で申し込みを受け付けた。12月7日・8日にヤンゴン市のスカイスターホテルで実施し、177名の受験に対して合格者は113名（合格率63.8%）となった。

フィリピン試験は、1月27日から29日にWEB申請で募集を経て、2月28日～3月1日にケソン市のフィリピン大学内ユニバーシティホテルで実施し、237名の受験に対して合格者は178名（合格率75.1%）となった。

国内外試験の合格者のうち、合格証明書の発行件数は184件であった。

また、国外試験の準備に向けて、厚生労働省の補助金を活用し、8月下旬にミャンマー・フィリピンの事前調査、2月下旬にインドネシアの事前調査、3月下旬にカンボジアの事前調査を行い、各国政府との協議、関係機関への訪問、試験会場の下見を行い、ミャンマー・フィリピンの他、次年度はカンボジア・インドネシアで試験を行う見通しがたった。ベトナムは新型コロナウイルス感染症の影響から事前調査を見送った。

2) 収益の検証

予算策定時から受験手数料の収益構造を大きく変更したため、収支のバランスに配慮した試験体制を整えるべく、試験官の配置や試験内容（資器材整備）を工夫し、経費節減に努めた。

また、試験費用を分析した結果、国外試験の試験官渡航費に費用がかかること、及び今後の新型コロナウイルス感染症の影響も鑑み、次年度に画像判定の導入に向けて検証を行うこととする。

3) 事業成長の方策

会員企業の特定技能制度の円滑な採用を図るため、本試験事業の目的は受験者数の増加が肝要となる。各国との協議・調査を進めるなかで、外国人の日本のビルクリーニング業務に対する認知度が低いため普及啓発を行う必要があるとの結論に達し、ビルクリーニングを紹介する動画（6か国語対応）及び説明資料（6か国語対応）を制作した。今後 YouTube などの動画配信媒体を利用し、国内外へ向けた普及啓発を進めていく。

5-4. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

1) 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

資格講習会は、9月～10月に北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区で14開催し、464名の申請があり、415名が合格した。合格率は約89%となり、平成30年度の合格率92%に対し、若干合格率が下がる結果となった。

また、2020年度の資格講習会（座学はeラーニング形式、実習は集合形式に変更後初）の募集を行い、323名から申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、講習会開催時期2020年8月～10月を2021年2～3月頃に延期することとした。

2) フォローアップ講習（再講習）の実施

フォローアップ講習は、11月に北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区で13開催し、994名の申請があり、971名が修了した。

なお、4月のフォローアップ講習に564名が受講予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催中止とし、受講料の返金を行った。受講できなかった者は、2020年10～11月にeラーニング形式で行うフォローアップ講習に受講を促す。

3) 資格者メリットサービスの実施

①フォローアップ講習（再講習）

インスペクターの質の維持向上を図るため、資格者に復習及び最新動向等といった学習の機会を増やすことで知識の更新を図った。また、資格者の受講機会の拡大及び利便性を実現するため、2020年度より学習形態をeラーニングとし、準備に着手した。

②インスペクションに関わる各種情報の発信

11月開催のフォローアップ講習でのアンケートにて、本制度への要望を調査した結果、「資格者が活用できるデータ等の配信」が最も多くあげられたため、次年度からインスペクション通信にて「評価シート」のデータ配布を行うことを目標とし、今年度はデータの整備を行った。次年度以降、インスペクターが活用できるデータやコンテンツを含め、毎月情報発信をしていく。

4) 発注者側意向の調査・把握

新規講習及びフォローアップ講習にて、受講動機のアンケートを実施した結果、発注者からの要望（受発注者間の品質共有や入札要件）により、資格継続をしたと回答（複数回答可）したのが出席者 973 名中 232 件であり、大半は会社推奨による資格継続であることがわかった。次年度は発注者に求められる資格にするための普及啓発計画を立てる。

5) 事業成長の方策

①発注者への本制度の利用促進

保全業務マネジメントセミナー、ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02019、並びに（株）ビル経営研究所が主催する不動産ソリューションフェアにて、インスペクターの活用事例や活用メリットを記載したチラシを作成し、配布した結果、特に問い合わせはなかった。

官公庁・民間の発注者の悩み・要望（ニーズ）は異なり、それぞれに対応した普及方法が必要と判断し、次年度以降の課題とする。

②大規模イベント施設のインスペクター活用

当初、大規模イベントの施設にてインスペクター活用を提案する予定であったが、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協議の結果、中止となった。

③受講機会の拡大

集合教育に参加するための受講者や講師の移動に関する時間・費用の負担軽減、受講機会の拡大といったメリットを踏まえ、2020 年度の講習から IT 化（e ラーニング）を進めていくことが決定され、コンテンツを作成した。

5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施

1) 病院清掃受託責任者講習の実施

病院清掃受託責任者講習会を北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の 8 地区 11 開催し、新規修了者 1,140 名、再講習修了者 1,925 名の合計 3,065 名に修了証書を発行し、医療法施行規則で求められている受託責任者を輩出した。

また、2020 年度講習は、4 月より 3 週間受付を行ったが、昨年度の最終受講者数 3,250 名に対して約 400 名減少した結果となり、次年度に 2 次募集を行うこととした。

2) 受託責任者のレベル向上

講習テキスト『病院清掃の基本と実務』について、講習水準の維持向上を目的に、最新情報への更新等を行い病院清掃作業の品質・技術レベルの維持向上の一助とした。また、病院清掃受託責任者講習配布資料のフリーディスカッション質疑応答集について、病院清掃作業従事者の疑問の解消へ繋げるため、改訂を行った。

3) 事業成長の方策

集合教育に参加するための受講者や講師の移動に関する時間・費用の負担軽減、受講機会の拡大を目的とし、IT化（eラーニング等）の検討を行った結果、2021年度からの実装を目標に進めることを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し2020年度より前倒しで実施することとした。

また、医療関連感染の制御に関わる多くの医療関係者で構成されている（一社）日本環境感染学会主催の学術集会（2020年2月14日・15日）で、医療関係者に向けた本講習とともに医療関連サービスマークの認知活動を行った（事業3-4.3）参照）

5-6. 協会講師確保・育成環境整備

1) 講師体制の整備・育成事業

全国協会及び（一財）建築物管理訓練センターの各講習・研修事業の学習形態のIT化の進捗をみながら、必要な講師数・体制を検討するとともに、同センターでの講師の一元管理化（専任講師制度の確立）については、両団体での検討が進まず確立に至ることができなかった。

次年度は、各講習・研修事業の講義における高い指導水準を確保するために講師育成プログラムの制作に方向転換を行い講師の指導水準を確保する。

6. 伝達媒体運営事業／担当業務執行理事：佐々木洋信副会長（広報委員会）

6-1. 月刊「ビルメン」の定期発行

月刊「ビルメン」を年12回（2019年6月号～2020年5月号、毎月1日）継続して発行した。本誌を「全国協会事業のプロモーション機能」と位置付け、読者に対して、①全国協会事業に対する興味・関心を喚起すること、②全国協会事業の利用行動を喚起すること、の2つの実現を意識した企画・記事構成とした。

誌面には各事業に主体的に関わる方を全面に出し、語ることで「顔が見える」協会事業プロモーションに注力した。併せて「企業経営のヒントとなる情報」「コロナ禍における全国協会の活動」等を積極的に提供し、本誌の活用を促した。その結果、本誌を通じて全国協会事業への問い合わせや質問・相談、感想が多数寄せられるとともに、本誌の追加購読、また紹介した会員サービスへの申し込み等が複数で実現した。

さらに月刊「ビルメン」だけでなく、電子メディアやコミュニケーションメディア（イベント等）を含めた「全国協会の保有媒体」全体の最適化と戦略的運用（最も効果的・効率的なプロモーション）の検討を開始した。その第一弾として、2020年6月より運用を開始する全国協会ウェブサイトの「マイページ機能（個人単位での利用が可能）」を通じ、会員限定で月刊「ビルメン」電子版の提供準備を完了させた。

7. 人材育成事業／担当業務執行理事：中野副会長（技術支援委員会）

7-1. 大規模イベント指導者向け講習事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会への貢献を前提に、各会場への高品質な清掃サービスの提供を支援するため、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から「東京オリンピック・パラリンピック競技大会清掃委託事業者向け研修」を受託し、4月～5月の開催に向けてテキストの作成に着手した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、同大会の延期に伴い研修も延期となったため、次年度に行うこととなった。

7-2. 清掃業務従事者特別講習の実施

九州地区における清掃業務従事者のスキルアップを目的とし、10月21日～23日に鹿児島県の会員事業所の清掃作業従事者（10社15名の出席）を対象に清掃用具と機械器具の取り扱い並びに応用実技講習を実施した。

8. 会員支援事業

8-1. 業の価値改革のための会員との共同研究開発／担当業務執行理事：佐々木浩二副会長

前年度「ビルメンテナンス・サービスの新しい仕組みの開発・推進」として、会員との協働による業の価値改革の啓発を行った結果、全国に改革意思を持つ会員経営者が発掘できた。今年度、これら会員経営者との共同研究開発を進めることを計画したが、まず業の価値改革を行う足場となる「全国協会の価値改革」が必須であると結論づけられ、具体的な検討を開始した。

協会の価値改革に必要な項目を洗い出し、優先順位をつけて検討と整備を進めた。「価値改革された全国協会の姿」を明確にすることからスタートし、全国協会の経営理念に基づく「全国協会の存在意義（使命）」として、①社会価値視点でのビジネス環境整備をリードする、②主体的に改革や問題解決に挑戦する会員の自助努力を支援する、の2つを明確にした。これを能動的に実施できる体制を実現するために、組織のあり方の検討に着手した。

8-2. 地方自治体の入札制度の運用改善

／担当業務執行理事：中野副会長（経営・政策委員会）

1) 「入札運用改善マニュアル」「問題事例集」の提供

各地区協会における入札制度運用改善の実践に資する材料として、改善策をとりまとめた「入札運用改善マニュアル」のダイジェスト版を全国協会長会議で報告し、最終版のとりまとめを進めた。問題事例集については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、モデル県での作業が中断したため予定を延長し、2020年8月中の終了、提供を目指すこととした。

本年度の成果を踏まえ、2020年度は各都道府県協会に提供する入札運用改善マニュアル並びに問題事例集に基づき、地区協会の入札制度の運用改善をサポートする体制を組むこととした。

2) 地区協会への支援

入札制度運用改善事業として、第1期モデル県として実施した滋賀県との作業を9月に完了し、答申として策定した。

一方、第2期モデル県として進めている石川県での事業を年度内に完了させるため、協会に設置している品質管理委員会並びに学識者や有識者が参加している第三者委員会に協力して作業を進めたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、会議が中止、順延となり、2020年8月に完了する計画に変更した。

3) 発注者（地方自治体）側への支援

答申を策定した第1期モデル県に発注者（地方自治体）側との折衝状況や反応を把握し、フォローを行った。その結果、モデル県ではその後も独自に自治体との折衝を行い、入札制度の改善に継続して取り組んでいることが確認できた。その成果を入札制度運用改善マニュアルに盛り込むこととした。

4) 短時間労働者に対する社会保険料（厚生年金）の適用拡大について【事業計画外】

社会保険料（厚生年金）の制度見直しがビルメンテナンス業界に与える影響に注視して、厚生労働省当局と意見交換並びに折衝を行い、①助成金制度の創設、②段階措置での適用拡大の導入を強く訴えた。

結果として、5月29日に年金制度改正法が成立し、業界の要望は受け入れられなかったが、2020年度に各都道府県でビルメンテナンス業に特化した厚生年金の適用拡大に関する説明会の開催、及び各種助成金の創設などを新たに訴え、前向きに検討するとの回答を得た。

5) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応について【事業計画外】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ビルメンテナンス業界に与える影響の甚大さに鑑み、2020年3月より5月までの間に厚生労働大臣及びビルメンテナンス議員連盟宛の要望書を4回にわたって提出した。計4回の要望の主な要望内容は、①ビルメンテナンス事業者に対する営業補償の実現、②ビルメンテナンス事業者（従事者）の感染リスク低減策の実現、マスクなどの衛生用品の優先的な供給、③感染リスクが高い施設におけるビルメンテナンス事業者に対する特別補償の実現、④外国人技能実習生の研修機会の拡大、雇用維持支援、⑤新型コロナウイルス感染症対策のために業務仕様に変更が生じた際の仕様書変更などを行った。マスクなどの衛生用品の供給については、（公社）日本医師会、（一社）日本病院会などにも申し入れを行った。

新型コロナウイルス感染症対策のために業務仕様に変更が生じた際の仕様書変更については、厚生労働省が6月2日に各省庁会計担当課長宛と各都道府県契約担当課長宛に通知を発出し、同様の通知を総務省からも発出する予定であるとの回答を得た。

なお、要望は2020年度も継続して行う予定としており、要望内容の実現に努めることとしている。

8-3. 会員メリットの開発・提供／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

会員企業のみがメリットを享受できる新規サービスを充実させること目的に、外部の各種事業者と業務提携し、下記のサービス紹介を開始した。

- ①「両立支援等助成金解説セミナー・訪問相談サービス」（2019年10月提供開始）
- ②「ビジネス&ヒューマンスキル通信研修」（2019年12月提供開始）
- ③「出退勤管理クラウドサービス」（2020年1月提供開始）※2製品
- ④「給与前払いサービス」（2020年1月提供開始）※2製品
- ⑤「会員専用WEBセミナー」（2020年2月提供開始）
- ⑥「日雇い労働者マッチングサービス」（2020年2月提供開始）
- ⑦「電子契約サービス」※2製品

これらサービスの選定にあたっては、ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02019 で実施した「会員メリットサービス案への投票企画」の結果（来場者数の約10%に当たる1,002の得票）、及び2019年9月に実施した第50回実態調査で把握した会員ニーズをもとに決定した。

このほか、2020年6月1日から提供される全国協会ウェブサイト「マイページ」の会員限定コンテンツとして、「助成金・補助金情報」の提供準備を完了した。

さらに、コロナ禍に鑑み「新型コロナウイルス感染症の今、『使える制度』選択・申請のコツ」と題したオンラインセミナー（WEBセミナー）を4月29日に緊急開催し、272名の申込み（うち172名が参加）を得た。併せて、セミナー参加者のうち76名の「会員サービスのニーズ」を把握し、56名に対しサービスの案内を行った。

8-4. 営業支援サービスの開発／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

会員の受注機会の拡大（会員と非会員の差別化）を目的として、会員専用の営業フィールドとなるウェブサイトの開発を計画し、次年度（6月）の公開準備を完了した。

本サイトは、会員企業情報（特長や強みを含む）をデータベース化し、発注者がニーズに応じて会員を検索できるものとした。事業8-10「ITインフラ整備」との相乗効果を高めるため、会員が企業情報のデータベース登録を充実させるほど検索ヒット率が上がる仕組みを構築するとともに、検索の精度を向上するため事業3-2「発注者相談窓口」で獲得した発注者ニーズを分析したうえで検索項目を設定した。

また「発注者」はビルオーナーだけでなく、業界内での利用（会員＋会員のマッチング促進）も想定し、幅広く活用してもらえるものとした。

8-5. 各種保険の加入勧奨／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

1) 保険加入の支援

会員へ本保険のメリットの浸透を図るため、月刊「ビルメン」9月号で特集記事を企画・掲載した。またビルメンヒューマンフェア&クリーンEXP02019にて「ビルメンメンテナンス賠償責任保険のご案内」セミナーを開催し、14名の参加を得るとともに、見込み客の確保を目的としたアンケートを実施した。その結果、複数件の問い合わせ（約20件）、見積り依頼（13件）、実際の保険加入（5件）があった。

さらに、地区協会が実施するイベント等に訪問し、保険商材の説明を行った。2020年1月には「鳥取・島根協会新年合同研修会」で説明を実施し、これを機に1件の加入があった。同様に3月に大阪協会主催イベントでの説明機会を得たが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急遽中止となった。

また、新規保険メニューとして「不動産管理業E&O保険」の提供準備を進めたが、保険会社側の都合によりいったん休止し、今後状況を確認しながら検討・準備を進めることとした。

8-6. 人材不足対策に資する情報の提供／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

本事業は、事業8-3「会員メリットの開発・提供」と統合することとした。なお人材不足対策に資する情報の提供の一環として「会員専用WEBセミナー」及び「日雇い労働者マッチングサービス」を、2020年2月から紹介を開始した。

また、2020年6月1日から提供されるウェブサイト「マイページ」の会員限定コンテンツとして「新規採用クリーンクルー向け・動画でわかるビルメンメンテナンス入門編」の準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、動画の撮影を中断せざるを得なくなったため、次年度に継続して製作を行うこととした。

8-7. 外国人の技能実習制度及び特定技能制度の活用促進

／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

（一財）建築物管理訓練センターと連携して、昨年設置したビルクリーニング外国人技能実習支援センターの業務範囲を拡大し、『ビルクリーニング外国人材受入支援センター』に名称を改変し、サービス内容の充実化を図ることによって、支援センターの登録数は153社（5月末現在）になった。支援センターの主な活動内容は、以下の通り。

- ①8月5日：『外国人材受入を基礎から学ぶ講習会』を開催し、102名が参加
- ②ミャンマー・フィリピン試験等を控え、会員企業から求人票を取りまとめる。
- ③10月24日（東京）及び28日（大阪）に『特定技能』制度説明会を開催、116名が参加
- ④11月：「特定技能1号評価試験 訓練用動画」の発行
- ⑤11月14日：「ビルメンメンテナンス業界が直面する喫緊の課題にどう対処すべきか」～外国人雇用の企業戦略～を開催し、178名が参加
- ⑥e-Learning 支援ツール『soeasy buddy for globalworker ビルクリーニングパック』販売
- ⑦外国人雇用に役立つメールマガジンを11回（号外含む。含まない場合9回）発行

8-8. 各都道府県協会と連携した事業の促進

／担当業務執行理事：村田副会長（会員支援委員会）

1) 非会員へのプロモーションの実施

地区協会と協働して会員の経営支援に資するセミナーを開催し、これを非会員にも周知することで非会員の入会動機を醸成する企画を立案し、2019年11月に各地区協会に提供（募集）を行った。

具体的には、厚生労働省の「両立支援助成金」の受給を希望する会員に具体的支援を行うセミナーの開催について、ノウハウや費用を全国協会が支援することで、地区協会がスムーズに会員メリット等を非会員にプロモーションできる企画としたが、地区協会からの申し込みが得られなかったため中止とした。代替企画の検討も進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今年度の実施を見送ることとした。

2) 社会貢献活動を含む地区協会の事業を支援するための助成金制度

地区協会が実施する社会貢献活動への助成を行った。今年度より、申請にあたって「成果、及び測定指標」の記載を求め、助成金の配賦は投資対効果に基づいて決定することとした。地区協会からの申請に対し前述のとおり審査を行い、助成額を決定し、支給を行った。

3) 協会間ネットワークの強化

2019年6月～7月に実施した、地区協会を対象としたアンケートで把握した「新規入会促進施策を実施している協会（13協会）」に対してヒアリング調査を実施し、新規入会促進施策事例集として取りまとめ、他の地区協会に展開する計画を進めた。2020年4月からヒアリング開始に向け準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困難となったためいったん休止し、状況を見ながら次年度に改めて計画することとした。

8-9. 会員経営、協会運営等に資する情報の提供

／担当業務執行理事：佐々木洋信副会長（広報委員会）

1) 第50回実態調査の実施

前回までの調査実施の問題点を洗い出し、調査票改訂などの変更を行ったうえで、全会員を対象とした第50回実態調査を2019年9月2日～10月11日の期間に実施した。今回は都道府県協会の協力のもと回答促進に注力した結果、回収率は昨年度（第49回）の38.0%を上回る39.6%となった。報告書は「ビルメンテナンス情報年鑑2020」として2月に発行。

事業の成果として、調査の目的、意義とした「会員の声（実態）を協会施策へ反映」という点で、「全国協会に求める支援」という設問などにより、会員支援委員会が担当する新会員サービス開発の検討・判断材料として活用した。

なお、本調査を会員に活用していただく取り組みとして、ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXP02019にて講演会「実態調査報告書から読み解く人材不足の真相と展望」を実施し、224名の聴講者を得た。

2) 労働災害防止の指導・支援

①労働災害防止に資する情報の提供

地区協会が実施する安全衛生大会において、例年どおり希望に応じて労働災害発生状況や保険収支率等、労働災害防止に資する情報・材料の提供を行った。

また、ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02019 にて「高齢労働者の安全と健康の確保」と題したセミナーを実施し、122名の参加を得た。

②労働災害発生報告システムの運用

平成 24 年度から運用している本システムを継続し、毎月、各地区本部に報告を行った。集計したデータは、上記「①労働災害防止に資する情報の提供」のとおり、各都道府県協会が実施する安全衛生大会等での資料用に提供を行った。

③その他

近畿地区において 7 月 18 日に「中部近畿産業保安監督部近畿支部管内の電気事故と安全対策等」の講習会を実施した。当日は 90 名定員のところ、京都府・大阪府・兵庫県の設備関係及び会員企業より 92 名の設備担当者の参加を得て、本講習会の目的である「電気事故と安全対策」の最新情報の提供を図った。

また、既刊書籍『安全衛生管理のすすめ』の販売を通じて、労働災害防止に関する情報支援を行った。

3) 会員事業説明会（フィードバック説明会）の実施

会員企業へ向けた全国協会事業の活用促進を目的に、①全国協会の各事業のねらい、②効果的な事業の活用方法、③会員が得られるメリット等を伝達する機会として、2020 年 2 月～4 月の期間に全国 8 地区を訪問して実施する説明会を企画した。

より会員企業の参加動機につなげるため、説明会の名称を「～もっと知って、もっと活用～協会事業訪問説明会」と分かりやすく改めた。説明会では、全国協会の事業や制度の一方的な説明ではなく「会員企業が具体的にメリットを得るために活用できる」ことに絞った内容構成とするとともに、事前に全国協会への質問・要望を募り、これに回答・対話する時間を多く設定した。

2 月からスタートし、3 地区で 134 名の参加を得た（九州：68 名、中国：46 名、北海道：20 名）が、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が甚大となったため、以降を中止した。その代替として、月刊「ビルメン」7 月号にて「誌上開催」企画を掲載する準備を進めた。

開催した 3 地区においては、説明を行った事業に対する会員の理解が得られ（アンケート回答者の 9 割が「参考になった」「一部参考になった」と回答）るとともに、会員の協会事業活用に対する意向が把握でき、今後の事業展開の判断材料を獲得できた。

8-10. IT インフラ整備の実施／担当業務執行理事：佐々木浩二副会長（総務委員会）

2018 年度に策定した IT システム化のロードマップに沿って、段階的に優先順位の高いシステムから構築を進めた。

①全国協会公式ウェブサイトのリニューアル

2019 年 7 月にリニューアルを行った。大幅にデザインを変更するとともに、トップページから閲覧者のカテゴリを意識したコンテンツ提供ができるように改修した。

②「マイページ」機能の実装

ウェブサイトを通じて個人向けサービスを提供する「マイページ」機能を、2020 年 6 月から運用開始できるよう準備を完了した。マイページは、今後の開発・リリースされる各種サービスの公開基盤となるものとした。

③e ラーニングシステムの実装

e ラーニングシステムを実装するための実証実験として、「協会講師・登録講師講師講習会（清掃）」のオンライン講習を実施した。これにより実用可能性が検証でき、2020 年度の各講習における本格運用開始の基盤が完成した。また病院清掃受託責任者講習、インスペクター講習、技能検定など全国協会が実施する資格講習の管理を行う「受講管理システム」の開発に着手した。

2020 年度より、それぞれオンライン講習、e ラーニングを実施できるよう準備を開始した。実施にあたっては受講者のベネフィットを第一とし、受講負担の軽減や、よりメリットを感じられる資格・講習事業の実現を目指すこととした。

④インターネット会議実施体制の整備

新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、当面の間の会議（理事会、委員会など）をインターネットで開催ができるよう設備を整えた。

8-11. 東京オリンピック・パラリンピックへの協力／担当：原田業務執行理事

当協会が構成団体となっているビルメン事業共同企業体が、選手村ハウスキーピング業務を（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より受託した。

受託後、一都四県のビルメンメンテナンス協会（東京、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県）において会員説明会を 7 回開催し、業務参加者を募ったほか、全国の会員へ業務受託正式決定の報告と協力依頼を行った結果、79 社との業務実施体制を構築することができた。

また、業務実施に向けた研修体制・資機材などの調達準備を行い万全の体制で業務が行える状況に整えた。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に端を発し、3 月 24 日に決定された「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期」に伴い、選手村ハウスキーピング業務も延期となり、ビルメン事業共同企業体の活動についても一時休止に至ったが、業務の再開に向けた協議を組織委員会と重ね万全の体制を維持していくこととしている。

以 上